

石岡市歯と口腔の健康づくり推進条例解説

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例（平成22年茨城県条例第37号）の趣旨に基づき、市の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市民、市、歯科医師等及び保健医療関係者等の役割を明らかにし、市民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進し、市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例（平成22年茨城県条例第37号）の趣旨に基づき、市民が生涯にわたり健康で質の高い生活を営む上で、歯と口腔の健康が基本的かつ重要な役割を担うことを踏まえ、市民の日常生活での歯科疾患の予防に向けた取組が歯と口腔の健康の保持増進に極めて有効であることから、歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定めるとともに、市民、市、歯科医師等及び保健医療関係者等の役割を明らかにし、市の歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めます。

【解説】

■ 「8020（ハチ・マル・ニイ・マル）・6424（ロク・ヨン・ニイ・ヨン）」とは、「80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本以上の歯を保つこと」を目的とした、茨城県独自の運動です。

なお、「8020」運動（80歳になっても20本以上自分の歯を保とう）は、平成元年、厚生省（当時）と日本歯科医師会が提唱して開始されました。

■ 「歯と口腔の健康」とは、歯と口腔が、むし歯、歯周疾患（歯周病）、摂食機能障害等のない状態に保たれ、咀嚼^{そしゃく}、嚥下^{えんげ}のほか、味を感じることに、会話すること、表情を作ること等の歯と口腔が有する機能を十分に発揮できる状態をいいます。

なお、「口腔」とは口峽（咽頭の入口）の部分から前方、軟口蓋^{なんこうがい}、硬口蓋^{こうこうがい}、頬部^{きょうぶ}（頬粘膜）、口唇、舌、口腔底、歯肉等を指すものとされており、「歯」もこれに含まれるものとされています。「口腔」のみの表記では市民にとって分かりにくいことから、本条例においては「歯と口腔」と規定します。

■ 「健康の保持増進」とは、健康を保ち続ける（保持）とともに、増し進める（増進）ことをいいます。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、市民一人一人が生涯にわたって生き生きと暮らせるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 歯と口腔の健康が全身の健康の保持増進、生活の質の維持向上及び健康寿命に深く関わりがあるという認識のもと行うものとする。
- (2) 市民がかかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科検診を受けるとともに適切な生活習慣を身に付け、自ら歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うことを推進するものとする。
- (3) 全ての市民が歯と口腔の機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的な歯科口腔保健サービスと歯科医療を受けることができる環境整備を推進するものとする。

【趣旨】

歯と口腔の健康づくりの目的達成に当たって、市のみならず、市民や医療に携わる者などの基本的な考え方を定めます。

【解説】

■ 「生活の質」とは、人生や生活の内容の質のことを指します。人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生における幸福を感じているかの尺度として考える概念です。

たとえば、歯と口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するというだけではなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るために重要な基礎になります。

■ 「健康寿命」とは、日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間のことをいいます。

■ 「歯科疾患」とは、むし歯、歯周病が代表的な歯科疾患とされるが、この他に、歯の欠損、根尖性歯周組織炎^{こんせんせいしゅうそしきえん}、顎関節症、不正咬合等が該当します。

(「歯科診療ガイドラインのあり方について」(厚生労働省 歯科診療所における 歯科保健医療の標準化のあり方等に関する検討会))

■ 「歯科口腔保健サービス」とは、歯及び口腔の健康を保持増進するために行われる、健康教育、健康相談、保健指導、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口及び健康診断等のサービスをいいます。

■ 「歯科医療」とは、歯及び口腔の疾患に関する治療及びそれに付随して行われる検査、リハビリテーション等のサービスをいいます。

■ 「環境整備の推進」とは、市民一人ひとりの健康づくりの取組に影響を与える、家庭、地域、職場、社会等において、適切かつ良質な歯科口腔保健医療サービスを受けることができるよう有用な情報の提供、関連分野との連携による支援体制の構築、健康相談や治療体制の整備、充実をいいます。

(市民の役割)

第3条 市民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加するとともに、定期的にかかりつけ歯科医による歯科検診を受診するなど、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

【趣旨】

市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔保健の正しい知識と理解を深めるとともに、生涯にわたって、自ら口腔清掃を行い、定期的に歯科検診を受診し、必要に応じて保健指導を受けるなど、自主的な取組が極めて重要であることから、市民の役割について明らかにしたものです。

【解説】

■ 「かかりつけ歯科医」とは、日頃から患者の歯科疾患等の治療履歴、健康状態を把握し、歯科診療行為のほか歯科口腔衛生等の助言アドバイスなどしてくれる身近な歯科医師のことをいいます。常日頃から患者の状況をくわしく把握しているので、いざというとき適切に対応し、対応が困難な場合は専門医を紹介してくれます。歯科疾患の重症化を防止するための、予防という観点からも重要な役割を果たします。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定し、継続的かつ効果的に実施するものとする。

【趣旨】

市は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に取り組む役割を定めます。

【解説】

■ 『市』とは、市長部局のみではなく、教育委員会等全ての部局を含むもので、本市の自治体としての全体をいいます。

(歯科医師等の役割)

第5条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力し、保健医療関係者等との連携を図り、良質かつ適切な歯科口腔保健サービスと歯科医療を提供するよう努めるものとする。

【趣旨】

歯科医師等は、相互に連携を図りながら、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に取り組み、並びに良質かつ適切な口腔保健サービス及び医療を提供することを規定したものです。

【解説】

- 「歯科医師等」とは、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士のほか、歯科医師と連携協力して、歯科医療又は保健指導を行う看護師、准看護師、言語聴覚士等をいいます。

(保健医療関係者等の役割)

第6条 保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

保健医療関係者等は、歯と口腔の健康づくりの推進に重要な役割を果たすことが特に期待され、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、相互の活動において連携協力を図るよう努めることを規定したものです。

【解説】

- 「保健医療関係者等」とは、「保健医療関係者」、「福祉関係者」及び「教育関係者等」を総じていいます。
 - 「保健医療関係者」とは、「保健関係者」及び「医療関係者」を総じていいます。
 - 「保健関係者」とは、保健業務に関係する機関や団体（市保健センター、県保健所、栄養士会等）及びそれら業務に従事する者（医師、歯科衛生士、保健師、栄養士等）をいいます。
 - 「医療関係者」とは、医療業務に関係する機関や団体（医療機関、医師会、保険者等）及びそれら業務に従事する者（医師、薬剤師、看護師、栄養士等）をいいます。
 - 「福祉関係者」とは、福祉業務に関係する機関や団体（保育所、認定こども園、社会福祉施設、社会福祉協議会等）及びそれら業務に従事する者（保育士、介護福祉士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、民生委員、児童委員等）をいいます。
 - 「教育関係者等」とは、教育業務に関係する機関や団体（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）及びそれら業務に従事する者（園長、校長、教諭、養護教諭等）をいい、その他に食生活改善推進員連絡協議会、PTA、老人クラブ等の地域の活動組織、ボランティア等及びそれらに関連する者や団体をいいます。

(基本的施策)

第7条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 生涯の各世代にわたる特性に応じた市民の歯と口腔の健康づくりに関する知識及び適切な口腔ケアの実践に向けた取組方法等の普及啓発に関すること。
- (2) 歯科疾患の予防及び重症化を予防するためにかかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診を受けることの必要性についての普及啓発に関すること。
- (3) 口腔がんの早期発見に関すること。
- (4) 障害を有する市民、介護を必要とする市民に対する適切な歯と口腔の健康づくりのための施策に関すること。
- (5) 歯と口腔の健康づくりを効果的に実施するための情報の収集及び調査研究に関すること。
- (6) 歯と口腔の健康づくりに関する施策の評価に関すること。
- (7) 歯科医師等その他の関係者の連携に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関すること。

【趣旨】

市が行う歯科口腔保健に関する施策の基本的な事項を定めます。

- (1) 市民の歯科口腔保健に対する意識を高めるため、各世代における口腔機能や歯科疾患の特性に応じた生涯にわたる対策として、健康相談、健康教育、歯科検診、予防対策、口腔ケア及び食育の推進等についての情報提供や普及啓発を図ります。
「健康教育」では、糖尿病その他の口腔疾患に関連のある生活習慣病対策並びに喫煙による歯及び口腔への健康被害防止対策等に関することを実施します。
- (2) 市民が日常生活でのセルフケアによる歯科疾患予防に加えて、かかりつけ歯科医における定期的な歯科検診の受診の習慣化と検診結果に基づく保健指導の促進についての情報提供や普及啓発を図ります。
- (3) 口腔がんについての情報提供や検診を実施をします。石岡市では県内初の口腔がん検診を平成22年に開始しています。
- (4) 障害を有する市民、介護を必要とする市民に対する適切な歯と口腔の健康づくりのための施策に関する啓発を図ります。
- (5) 歯と口腔の健康づくりに関し、より効果的に施策を実施するために、必要な調査・分析の実施と情報収集等を行い、施策に活用する必要があることから規定します。
- (6) 歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施し、評価を行います。
- (7) 歯科医師等及びその他関係者と連携し、歯と口腔の健康づくりに関する施策を効率よく実施します。

(8) (1)から(7)までに掲げた事項以外で、歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策の実施を規定します。

【解説】

- 「各世代」とは、妊産婦、乳幼児期（0～6歳）、学童思春期（7～17歳）、青年期（18～39歳）、壮年期（40～64歳）、高齢期（65歳以上）をいいます。

（財政上の措置）

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、市が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めます。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

第1条から第8条まで歯と口腔の健康づくりに関する施策の施行に関し定めていますが、その他歯と口腔の健康づくりの推進に必要な事項があれば、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。